

川崎市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者及びその家族（以下「利用者等」という。）の話を聞き、相談に応じることなどにより、利用者等の疑問や不安の解消を図るとともに、介護サービス提供事業所・施設（以下「事業所等」という。）におけるサービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 本事業の事務局は、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課に置くものとする。

(介護サービス相談員の委嘱)

第3条 介護サービス相談員は、事業活動の実施についてふさわしい人格と熱意を有する市民の中から選定し、事務局が指定する一定水準以上の研修を受けた者に委嘱する。

(介護サービス相談員の職務)

第4条 介護サービス相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 事業所等を定期又は随時に訪問すること。
- (2) 利用者等と事業所等の調整役として、利用者等の話を聞き、相談にのること。また、サービスの現状把握に努め、事業所等の管理者や従事者と意見交換等の活動を行うこと。
- (3) 訪問に際しては、川崎市介護サービス相談員相談記録票兼報告書（第1号様式）を作成し、定期的に事務局に報告すること。
- (4) 川崎市介護サービス相談員連絡会議において、サービスの改善方法等を検討すること。
- (5) 活動実績の少ない介護サービス相談員を指導・管理すること。

(介護サービス相談員の身分)

第5条 介護サービス相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

- 2 介護サービス相談員は、川崎市介護サービス相談員証（第2号様式）を携行し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 3 介護サービス相談員は、当該相談業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 4 介護サービス相談員の活動において、ふさわしくない行為等を認めた場合は解嘱することができる。

(事業所の決定)

第6条 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所等は、川崎市介護サービス相談員派遣申出書（第3号様式）を事務局に提出するものとする。

- 2 事務局は申出書を受理した場合、川崎市介護サービス相談員派遣決定通知書（第4号様式）を通知するものとする。

(介護サービス相談員の報酬等)

第7条 介護サービス相談員の報酬は、事業所等派遣に係る旅費相当分とし、当月分を翌

月末日までに支払うものとする。

2 介護サービス相談員の研修に係る旅費は、別途、費用弁償するものとし、当月分を翌月末日までに支払うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

なお、現に改正前の要綱に規定する、川崎市介護相談員証については、現任期中、使用できるものとする。